

総務部

高校で出前授業「独占禁止法教室」を開催 ～市場における競争の重要性を学ぶ～

Soumubu

独占禁止法が禁止しているカルテルや入札談合を摘発したニュースや記事を目にすることがあると思いますが、将来、社会人として経済活動に参加する学生にとって独占禁止法の役割について学ぶ機会はなかなかありません。このため、公正取引委員会及び公正取引室は、早い段階で経済活動の基本ルールである独占禁止法などの役割を理解してもらうため、全国各地の中学校、高校及び大学に職員を派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

公正取引室では、これまで、中学生及び大学生向けの独占禁止法教室を開催してきましたが、高校生向け独占禁止法教室を初めて去る9月8日(木)に沖縄県立南部商業高等学校流通ビジネス科1年生(60名)を対象に開催しました。

授業では、①市場経済、②競争、③

独占、④カルテルのキーワードを理解するために、販売店役となった生徒が値引きや景品の提供が書かれたカードを提示し、販売競争を行い、消費者役となった生徒が、どの販売店から購入するかというシミュレーションゲームを行い、販売店同士が競争をすることによって消費者にどのようなメリットがあるのか、また、どのような行為が法律違反になるのかなどについて体感するとともに、身近な違反事例を通して競争の重要性や独占禁止法などの役割について学習しました。

また、職員が生徒の協力を得て行われた独占禁止法に違反する疑いのある企業に対する立入検査と事情聴取の実演では、カルテルの疑いのある企業の社長と当室の審査官とのやり取りに、生徒たちも引き込まれるように聞いていました。生徒からは「企業が独占すると消費者にとって不利

になることや、競争することの大切さが分かった」、「実演を通して公正取引委員会の仕事を理解することができた」などの感想が寄せられました。

なお、独占禁止法教室への講師派遣の御要望がありましたら、お気軽に当室まで御連絡ください。



独占禁止法教室に関する問い合わせ

総務部公正取引室

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館6階

TEL:098-866-0049

財務部

「金融庁業務説明会」及び「検査基本方針説明会」を開催

Zaimubu

財務部では、9月26日及び27日の2日間にわたり、金融行政に対する理解を深めることを目的に金融庁総務企画局の池田唯一審議官を講師に迎え、那覇第2地方合同庁舎において、「金融庁業務説明会」を開催しました。

26日は銀行及び信用金庫の経営陣、27日は商工会議所等の役員及び経営指導員の方々に参加いただき、池田審議官から中小企業金融の現状や中小企業金融円滑化法の概要等についての説明が行われました。

説明会後に引き続き行われた「意見交換会」においては、中小企業金融円滑化法施行後の状況や、円高の進行及び東日本大震災により地域経済へどのような影響が出ているかなどについて、各参加者と意見交換を行いました。

また、金融庁において、金融機関等に対する検査運営の基本的枠組みや

重点検証事項等を明確化するため、「平成23検査事務年度検査基本方針」を策定したことを受けて、9月27日、金融庁の桑原茂裕検査局長を講師に迎え、管内金融機関の実務担当者等を対象に「平成23検査事務年度検査基本方針説明会」を開催しました。

桑原検査局長からは、「我が国経済が東日本大震災の影響や海外経済の下振れ懸念等のリスク要因に直面している中、金融機関には実体経済、企業のバックアップ役としてのサポー

トや成長産業として経済をリードする役割が求められており、金融検査においては、①適切な金融仲介機能を果たす態勢が整備されているか、②そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固な包括的なリスク管理態勢が整備されているかを検証の基本とする」などの説明がありました。

なお、検査基本方針の詳細については、金融庁ウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/news/23/20110826-2.html>)を御覧ください。



金融庁業務説明会の様子



検査基本方針説明会の様子

農林水産部

消費者の部屋特別展示
「立ち上がる農山漁村パネル展」を開催

Nourinsuisan

農山漁村の活性化の活動を推進するため、8月22日から26日にかけて、「立ち上がる農山漁村」と題して、沖縄県内で活性化のための様々な活動を行っている団体を紹介するパネル展示を行いました。

初日には「第6回美の里づくりコンクール」において、農村振興局長賞を受賞した「NPO法人島の風(伊是名村)」の授賞式を行い、農林水産部長から表彰状を授与しました。

また、与那国産長命草を使用したドリンクやちんすこう、伊平屋産サトウキビを使用した開発段階のジュース、NPO法人島の風が伊是名産の米で作った米粉麺等の試飲・試食会が行われ、来場した多くの方々に農山漁村の活性化に資する活動の成果を味わっていただくとともに、貴重な御意見を頂くことができました。

パネル展の期間中は389名の来場者があり、表彰式とパネル展の様子は新聞にも掲載され、沖縄における

農山漁村の活性化の重要さとその活動について広く知っていただくことができました。



表彰状授与の様子



パネル展示の様子



米粉麺試食の様子



サトウキビジュース試飲の様子

農林水産部

消費者の部屋特別展示
「沖縄地域6次産業化推進パネル展」を開催

Nourinsuisan

沖縄における農山漁村の6次産業化の取組を広く知ってもらうため、8月29日から9月2日まで、沖縄総合事務局1階行政情報プラザにおいて、「沖縄地域6次産業化推進パネル展」を開催しました。

「農山漁村の6次産業化」とは、農林水産物を始め、土地、水、文化など、農山漁村にある様々な資源を有効に活用し、1次産業である農林漁業と2次産業の食品加工業、3次産業の観光・サービス・小売業等とが連携して新たな産業の創出を促進する取組です。

パネル展では、六次産業化法に基づき第1回目の総合化事業計画が認定された県内6事業者(農業生産法人)及び県内において6次産業化に先進的に取り組んでいる5事業者の取組内容を紹介するパネル、パンフレット、開発商品サンプルの展示、DVD上映を行いました。

パネル展最終日には、出展事業者

による取組内容発表会と試食・試飲会を開催しました。事業者の方々は、来場者から寄せられた熱心な質問に答えながら、6次産業化の取組により開発した食品や飲料の商品を多数の来場者にPRしました。試食・試飲会で行われたアンケートの結果は、次の商品開発に活かされることにより、今後、より魅力的な商品が販売されることが期待されています。

パネル展の期間中は、約500名の方に来場いただき、6次産業化の取組について理解を深めていただきました。



パネル展会場の様子



試食会の様子



取組内容の発表

開発建設部

「港湾空港技術特別講演会in沖縄2011」を開催

Kaikenbu

9月14日(水)、那覇第2地方合同庁舎2号館2階災害対策室において、県内の土木建設業、建設コンサルタント、大学、港湾管理者、当局職員を対象に、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省国土技術政策総合研究所(「国総研」)及び独立行政法人港湾空港技術研究所(「港空研」)との共催で「港湾空港技術特別講演会in沖縄2011」を開催しました。

国総研、港空研では港湾、空港、海岸、沿岸環境分野に関する最先端の研究・技術開発を進めるとともに、地方整備局で実施している同分野の事業に対する技術的支援を行っています。

本講演会は、両研究所がこれまで

行ってきた調査研究について直接紹介してもらうもので、今後の沖縄における港湾空港分野の技術向上にとって大変有意義なもので、技術者個人のスキルアップにつながる講演内容でした。また今回は東日本大震災を受けて、港空研の高橋理事長による「東日本大震災の津波被害と今後の津波対策」、国総研の鈴木部長による「大規模沿岸域災害への対応に関する幾つかの話題」についての講演があり、被災地の状況や復興への課題が話されたことは、被災地から遠く離れた沖縄で生活している私たちにとって、とても貴重なものでした。

本講演会は、土木学会継続教育(CPD)プログラム認定ということも

あり、定員100人に対し、120人余りの受講者が参加し、活発な意見交換がなされました。

なお、開発建設部からは「環境共生型防波堤の開発」のタイトルで港湾計画課の川原弘靖係長が発表を行いました。



【港湾空港技術特別講演会in沖縄2011】
講演状況

開発建設部

北部国道事務所管内における不法投棄について

Kaikenbu

北部国道事務所では、8月の「道路ふれあい月間」に併せ、北部国道事務所管内(以下「管内」)でみられる道路不法投棄の実態について、事務所を訪れる人たちに紹介しました。これまでも、管内では不法投棄防止の注意喚起等を行ってきたところですが、改善がみられなかったため、今回、実際の不法投棄の状況を目にすることができるよう企画したものです。

最近は不用となったテレビ等が多く、歩道にも放置されていることがありました。恐らく、地上デジタルテレビ放送への移行等やりサイクル処理に伴う家電製品の処分費用を免れるために安易に不法投棄したものと思われる。しかし、歩道にこれらの家電製品が放置された場合は、道路利用者に支障を来すことから、直ちに撤去せざるを得ません。

ところで、これらの道路に放置された家電製品はいったいどのように処

理するのでしょうか？

実は、これらも家電リサイクルの対象であり、投棄した原因者が特定できない限り、道路管理者の負担、つまり、私たちの税金で処理します。

管内に、どれくらいの不法投棄があるのか実態を把握するのはほぼ不可能ですが、試行的に、北部国道事務所庁舎付近の盛り土法面にどのくらいのゴミが投棄されているか調査を行いました。その結果、生活ゴミ(飲料容器や弁当ガラ、トレー等)が、ゴミ袋で50袋以上、タイヤやホイールキャップ、ポリ容器、さらには割れた洋式便器等多種多様の廃棄物の多さに驚愕しました。

道路は私たち共有の財産です。

また、私たち人間だけでなく、ヤンバルの貴重な動植物にも悪影響を与えつつある状況を御理解していただくきっかけとなれば幸いです。



提供:環境省やんばる野生生物保護センター

経済産業部 「証明用電気計器(子メーター)」の有効期限が過ぎていませんか!?

Keizaisangyoubu

証明用電気計器(子メーター)とは、貸しビル等のテナント、アパート等で一括して支払った電気料金を、使用量に応じて配分するために使用されているもので、計量法では、「検定に合格し、有効期限内のもの」でなければ使用できないことになっています。

子メーターは、ビルなどのオーナーの所有物で、ビルなどのオーナーが検定を受ける義務があり、親メーター(取引用電気計器)は、電力会社の所有物で、電力会社が検定を受けています。

電気料金を電力会社に直接支払っている場合は親メーター、オーナー(管理会社)に支払っている場合は子メーター、あるいはメーターを見て「電」という文字があれば親メーター、「電」という文字がなければ子メーターという判断をすることができます。(画像参照)

子メーターの有効期限は一般的なタイプ(画像)で10年です。子メーターの検定は、計量を正確に行うこと、当事者間のトラブルを未然に防ぐために必要です。ぜひ、子メーターの有効期限を確認していただき、もし、有効期限が過ぎている場合には、早めに検定又は交換をしてください。

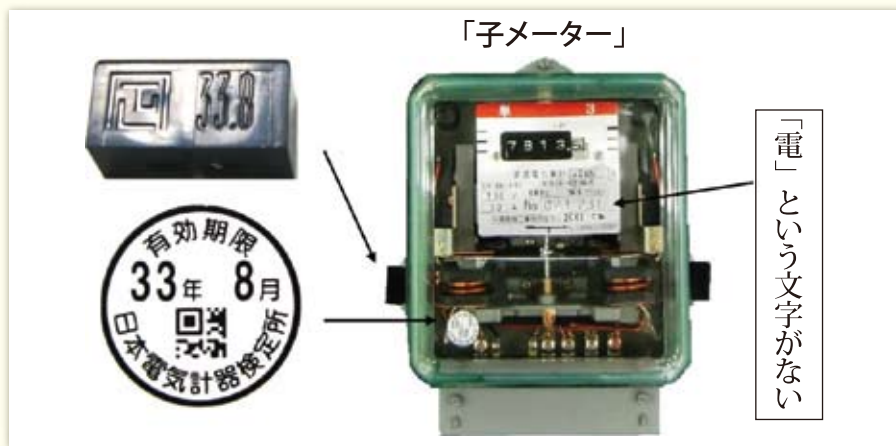
問い合わせ先

経済産業部 電力・ガス事業課

TEL:098-866-1756

日本電気計器検定所 沖縄支社

TEL:098-934-1491



運輸部

平成23年度船員労働安全衛生月間の実施

～今一度!!「あせらず」「無理せず」「油断せず」～

Unyubu

本年度も船員災害の減少と船内における安全で快適な作業環境、居住環境の実現を目指して9月1日～30日の1ヶ月間を船員労働安全衛生月間とし、“今一度!!「あせらず」「無理せず」「油断せず」”をスローガンに月間中、各種の行事を展開しました。

まず、9月1日(木)に沖縄県水産会館において船員、船舶所有者、関係機関等多数の参加の下、船員災害防止大会を開催しました。

大会では、船員災害の減少目標の達成を目指して日々の活動を推進していくことを誓った大会宣言がなされ、その後、沖縄大学人文学部の大場准教授による「心の健康管理:ストレスとメンタルヘルス」と題した特別講演が行われました。

この他、会場には作業用救命衣、救命浮環等、船員の保護具の展示場も

開設され、年々機能が増している保護具に参加者の関心が集まりました。

また、月間中は訪船指導員が県内各港に停泊中の船舶を訪れ、海中転落事故を防ぐための舷梯(げんてい:岸壁と船舶を結ぶ梯子)の設置・点検状況、転倒防止のための床面等の安全等についての点検指導を行いました。



特別講演



大会宣言